

学校法人久留米信愛女学院と学校法人久留米信愛女学院職員代表は学校法人久留米信愛女学院における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる職員)

第1条 学院は、次の職員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が1年未満の職員
- 二 申出の日から1年以内（当該子が1歳6か月までの休業の場合は6か月）に雇用関係が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護休業の申出を拒むことができる職員)

第2条 学院は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が1年未満の職員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(子の看護休暇の申出を拒むことができる職員)

第3条 学院は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が6か月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護休暇の申出を拒むことができる職員)

第4条 学院は、次の職員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が6か月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(所定外労働の免除の申出を拒むことができる職員)

第5条 学院は、次の職員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が1年未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児・介護短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第6条 学院は、次の職員から育児・介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 引き続き雇用された期間が1年未満の職員
- 二 週の所定労働日数が2日以下の職員

(職員への通知)

第7条 学院は、第1条から第6条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

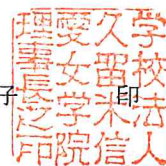
(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに学院、職員代表のいずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成25年9月11日

学校法人久留米信愛女学院

理事長 村田 初子



学校法人久留米信愛女学院職員代表

久佐木瑞美 (印)